

PCB使用安定器保有回答者様

長野県環境部長
(公印省略)

照明器具のPCB使用安定器に関する詳細調査について(依頼)

日頃より、本県の廃棄物行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。また、令和2年度から実施している「PCB使用安定器に関する調査」(以下、「安定器調査」という。)にご回答いただきありがとうございます。

さて、高濃度のポリ塩化ビフェニル(PCB)を使用している照明器具の安定器は、使用中の機器も含めて令和5年(2023年)3月31日までに全て廃棄処分することと法律で定められています。また、PCB使用安定器を保有している事業者は法律により、毎年6月30日までに前年度のPCB廃棄物等の保管及び処分状況について届出書(以下、「保管等届出書」という。)を県へ提出する必要があります。

この文書は、先述の安定器調査にてPCB使用安定器を保有している旨をご回答いただいた方、又はPCBが含まれているか調査中の旨をご回答いただいた方にお送りしています。

つきましては、調査対象者におかれましては、PCB使用安定器の保有状況の詳細について、添付した資料を参考にご確認いただき、別紙「PCB使用安定器保有に関する詳細調査票」により長野県PCB使用安定器調査事務局までご回答いただきますようお願いいたします。

また、PCB使用安定器と判明した場合、その保有者は「保管等届出書」の県への提出が必要ですので、調査票のほか、同封した「保管等届出書(様式第1号)」にPCB使用安定器の情報をご記入のうえ、調査票とともにご返送いただきますようお願いいたします(「保管等届出書」は事務局から県へ提出されます)。本状と行き違いですでに「保管等届出書」を提出されている事業場におかれましては、お手数をおかけしますが、その旨を長野県PCB使用安定器調査事務局までご回答願います。

【回答・提出方法】 「調査票」(保有者においては併せて「保管等届出書」)に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒(切手不要)にて、令和4年9月2日(金)までに投函してください。

※ ご回答がない場合、電話等により問い合わせすることがありますのでご了承ください。

- テナント等建物を借りている場合は、建物の所有者にPCB保有状況をご確認のうえ、ご回答ください。
- 使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査は電気工事業者や専門の調査会社等(建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社)に相談するなど、安全な方法で実施してください。
- 「保管等届出書」はPCB使用安定器の保有者が、保有する事業場ごとに作成する必要があります。
- ご提出された「保管等届出書」は、法律に基づき公開されます。
- 「保管等届出書」は、保有する全てのPCB廃棄物の処分が完了する翌年度まで、毎年度提出が必要です。
- 保有者は、処分委託業者との手続きが必要です。同封した資料をご確認の上、適切に処分をお願いします。

【調査方法、調査票・届出書の記入方法等に関するお問い合わせ先】

長野県PCB使用安定器調査事務局 (業務委託先: アクリーグ株式会社)

TEL 0120-48-5684 (受付時間 土曜、休日、祝日を除く9:00~17:00)